



研究科プロジェクト進捗状況

<台湾国立政治大学法学院との学術交流協定について> 本研究科教授 野呂 充

この度、大阪大学法学研究科及び高等司法研究科と台湾国立政治大学法学院との間で、交換学生の受け入れや研究者間の交流を内容とする学術交流協定が締結されることになり、台北市郊外の緑豊かな同大学キャンパスで行われた調印式に出席して参りました。同大学は、もともと中国国民党の官僚養成学校として出発しましたが、現在は、9学院（学部）を擁する台湾を代表する総合大学として知られ、世界各国の大学と積極的に学術交流を行っています。また、台湾の司法制度には日本との興味深い相違があり、調印式後に見学させていただいた「司法院大法官」という憲法解釈機関が重要な役割を果たしているとのことです。今後の活発な交流が期待されます。

<ベルリン自由大学との交流について> 本研究科教授 松本 和彦

高等司法研究科は、2010年3月、法学研究科と共にドイツ連邦共和国のベルリン自由大学と学術交流協定を結び、併せて学生交換覚書を交わしました。ベルリン自由大学は、戦後、旧西ベルリン地区に設立された比較的新しい（といっても既に60年以上の歴史を持つ）総合大学です。創立後の同大学の発展はめざましく、現在では9つしか認定されていないドイツのエリート大学として高い評価を受けています。今回の協定・覚書により、法学分野での日独交流は益々盛んになるでしょう。両大学の公法研究者による共同研究もスタートし、来春には大阪でシンポジウムが開催されます。また、ベルリンからの交換留学生をこちらで受け入れることも決まりました。次は大阪から交換留学生をあちらに派遣する番でしょう。



研究科・運営委員会の動き

<主な動き>

- 谷口研究科長の下で、今年度あらたにはじめた取り組みを紹介します。
- 授業外の学習支援の本格化—従来、教授会等の会議のために授業が行われていなかった木曜日の3、4限を活用して、1年次（未修業者）向けの勉強の仕方に関するセミナーと補習的な学習指導、2年次以上を対象にした授業外の学習指導（木曜オフィスアワー）を実施しています。この取り組みによって、懸案であった成績中位層以下のレベルアップをめざしています。
- 法学研究科との連携の強化—法学研究科と共同して取り組むべき事項について、「計画室」、「評価室」、「研究推進室」など11の「室」を設けて効率的な運営をめざしています。

<2月～6月のニュース>

[2月のニュース]

- 2月12日（金） 教務委員会主催「教育説明会」開催
- 2月22日（月） 法律事務所エクスターインシップ実施（3月26日（金）まで）

[3月のニュース]

- 3月 4日（木） ALEC企画講演会「韓国における法曹養成制度の改革」開催
- 3月17日（水） ALEC企画：財団法人日弁連法務研究財団法曹養成研究基金後援「コンプライアンス・ロイヤリング」開催
- 3月23日（火） 学位記授与式・第3年次学生成績優秀者表彰式挙行
- 3月25日（木） ALEC企画：民事再生研究会主催「モデルケースで見る会社再建の実務」開催

[4月のニュース]

- 4月 1日（木） 平成22年度新入生オリエンテーション開催
- 4月 2日（金） 第1学期授業開始
- 4月 5日（月） 入学式
- 4月15日（木） 豊中キャンパスにおいて平成23年度既修者コース入試説明会開催
- 4月22日（木） 次世代運営委員懇談会（昼休み）・待兼山茶話会「春まっちゃ会」（5時限）開催
- 4月30日（金） いちょう祭（5月1日（土）まで）

[5月のニュース]

- 5月 6日（木） 学生懇談会を開催
- 5月 6日（木） コンタクトティーチャーによる学生面談の実施（同19日まで）
- 5月10日（月） 第1学期授業改善アンケートを実施（同14日（金）まで）
- 5月14日（金）～「再チャレンジ支援プログラム」弁護士アドバイザーによるグループ学習開始
- 5月18日（火） 学外実務家との意見交換会を開催
- 5月26日（水） 修習生との懇談会を開催
- 5月27日（木） 待兼山茶話会「新司後まっちゃ会」（5時限）開催
- 5月31日（月） FD・教育企画委員会企画「授業見学会」実施

[6月のニュース]

- 6月 3日（木） 豊中キャンパスにおいて平成23年度入試説明会を開催
- 6月 3日（木） 新司法試験短答式試験結果発表（高等司法研究科は受験者180人、合格者145人、合格率80.6%）
- 6月 8日（火） 公開講座：知財センター・高等司法研究科・法政実務連携センター主催「企業暮秋の実際とTOB制度」開催
- 6月11日（金） 中之島センターにおいて平成23年度入試説明会を開催
- 6月17日（木） 特待修了生による学習相談窓口の開設（7月24日まで）
- 6月24日（木） 次世代運営委員懇談会（昼休み）・待兼山茶話会「夏まっちゃ会」（5時限）開催

お問い合わせ

大阪大学大学院高等司法研究科

〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町1-6

TEL : 06-6850-6948

HPアドレス <http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/>

発行者

大阪大学大学院高等司法研究科

発行：2010年7月



■ 大阪大学大学院高等司法研究科 ■



OULS
Osaka University Law School

ニュースレター

No.5

高等司法研究科長
谷口 勢津夫

研究科長からのメッセージ



今年4月から、松川正毅前研究科長の後任として、研究科長を務めることになりました。研究科長に就任するに当たり、「学生第一主義」と「連携強化」を研究科運営の基本柱として、具体的な施策を実施することにしました。

「学生第一主義」という言葉を、私は、学生に向けて、「あなたが『あなたとして』成り立つことを、私たちは支持します。」という意味で遣い、英語で“We stand by You.”と表現しています。新入生を迎えるに際して、「学生豹変」という言葉を贈り、学生一人ひとりが「時を得て豹変し、新たなる自己を再発見し続けている。」（塚本邦雄『豹変』跋文より）という感覚を常に持ちながら、3年間あるいは2年間、高等司法研究科で学修に専念してもらいたい、というメッセージを伝えましたが、「学生第一主義」を貫徹することによって、「学生豹変」をサポートしていきたいと考えています。

「連携強化」は、法科大学院を取り巻く厳しい状況の下で、高等司法研究科が教育の質の向上をはじめ様々な課題に取り組んでいくには、構成員も組織も「孤立」せぬよう、学生・教職員・他研究科・大学全体・学外など様々なレベルで、他との連携を強めていかなければならない、という考え方に基づく基本方針です。

具体的な施策については、今までに実施してきたものを次頁で紹介いたしますが、更に詳しくは高等司法研究科HPの「研究科長室より」をご覧ください。

「新時代を担う、眞のLegal Professionalsの育成」という理念の実現に向けた研究科運営を着実に進めてまいりますので、ご支援のほど何卒よろしくお願ひいたします。

＊＊＊知的財産センターが新たに発足＊＊＊

知的財産センター長 青江 秀史

わが国では知的財産立国を国家の目標としています。本年4月1日、大阪大学は、その目標達成の一翼を担う知能機関として、知を生産し、交換し、集積させ、伝授し、交流させる知的財産センターを開設し、日本でも先駆的にこの研究と教育に取り組み始めました。具体的には、文・理系を問わず全学の学部生が受講可能な「知財モラル」や高度な知財専門家を目指す「知的財産プログラム」などが開講されています。



運営体制について

研究科長 谷口 勢津夫

高等司法研究科は、本年度から、「学生第一主義」と「連携強化」を旨として、運営体制を刷新・強化しました。学生一人ひとりが研究科の中で自立して真のLegal Professionalsに成長していくことができるよう、学生相互間、学生・教職員間の交流の機会や場を多く設けることにし、また、バック・オフィス的な運営組織については、法学研究科と共同で「室」を設置することにしました。

本年度から新たに立ち上げた組織や企画のうち、特徴的なものを次に紹介します。

【学生支援室】

法科大学院のキャリア支援策に関しては、どのような人材を法曹として輩出できたかという法科大学院評価をめぐる問題と、現実の問題としての法科大学院修了生たちの競争の激化による就職難という問題、この二つにいかに対応するかが焦眉の課題となっています。この課題に対応するために、本研究科では、4月から法学部・法学研究科と共同して学生支援室を設置し、教育・研究を通じての学生たちのキャリアデザイン力の養成とそのためのサポートを体系的に実施し、充実させることに着手しました。

【FD・教育企画委員会】

本委員会は、今年度からFD活動だけではなく、カリキュラムの点検・改善を図り、教育の質の向上に取り組むことになりました。まずは、本年3月末に明らかにされたコア・カリキュラムを参考にして、現行カリキュラムについて改善点の有無を検討します。改善点があれば、関係科目の教員と協議の上、よりよいカリキュラム編成にしてゆきます。また、自学自修を支援するための環境整備を段階的に行っていく予定です。教育内容及び自学自修環境のさらなる充実を図ります。

【まっちゃん会】

「まっちゃん会」は、高等司法研究科の学生・教職員が一堂に集い語り合う場であり、正式には「待兼山茶話会」といいます。本年度は原則として木曜日の5限目に、8回開催する予定ですが、既に4月22日と5月

27日の2回開催しました。4月22日には、新入生がこれまでの勉強の内容・やり方について先輩と語り合い、5月27日には、新司法試験の受験を終えた修了生が10数名参加して、在学生に、まさに「ホットな受験体験」を語ってくれました。ヨコ(同級生)の交流だけでなく、タテ(修了生も含む)の交流も活発になってきたように見受けられます。



【学生懇談会】

高等司法研究科の各学年のクラス代表で構成される学生委員会と教員の運営委員会(執行部)が定期的に開く懇談会です。学生の意見を聴き、意見交換を行い、研究科の教育・運営に反映させることを目的として、学期ごとに1、2回開催する予定ですが、今学期は既に連休明けに開催しました。なお、学生委員会は、学生の意見集約、学内短答式模擬試験の実施、自習室の掃除等の維持管理などの自治的な活動を行っています。

【学外実務家との意見交換会】

非常勤講師として高等司法研究科の教育に協力していただいたり、高等司法研究科後援基金の活動に関与していただいている実務家の先生方との連携を強化するため、5月18日午後6時半から2時間、第1回目の意見交換会を大阪弁護士会館で開きました。25名もの多数の実務家の先生方に参加していただき、授業の内容ややり方、入試のあり方、課外教育のあり方などについて、実務家としての視点から貴重なご意見をいただきました。今後も、少なくとも年に1、2回は開催しようと考えております。

INDEX

研究科長からのメッセージ	…P1
運営体制について	…P2
教員から学生へ	
～学びの往復書簡～	…P3
ロースクールからの発信	
～新刊便り～	…P3
研究科プロジェクト進捗状況	…P4
研究科・運営委員会の動き	…P4

教員から学生へ

学びの往復書簡 1通目

本研究科特任教授 川端 伸也

私は、今年の4月から、刑法応用の講座を担当している新任教員です。平成19年の初め、札幌地検検事正を最後に約32年間の検事生活にピリオドを打ち、退官後、京都弁護士会に弁護士登録をしていましたところ、前任の中村雅臣教授からのお薦めが有り、この講座を担当することになりました。昭和57年ころ、大阪地検で司法修習生指導係をやり、平成2年から3年間司法研修所の検察教官をした経験から、若い人との付き合いは、それほど苦痛ではありません。平成3年から2年間、刑法の司法試験委員をやり、司法試験の問題作りや多数の答案を読み、採点に関与した事もありました。

司法制度改革によって生まれた法科大学院の制度については、理論と実務を架橋する教育、双方向的又は多方向的議論を行う授業が求められ、一方で、各大学が欲張った定員を定め、これが全て認可され、想定通りの合格者を出す結果が生じ難い情況となりました。

しかし、現に制度は動き、法律実務家になりたいとの志を持って、目的に邁進する院生の姿を見ながら、少しでも立派な法曹になれるよう、支援をしていきたいと思っています。授業では、私が実際担当した具体的事件の話しを中心に進めています。法曹としての仕事のやりがいや重要な仕事につき責任を持って事件処理している実情を話し、受講生が、勉強を積極的に進めるについて、やる気を起こし、強い動機付けになるような課題を出し、講義をしています。

学びの往復書簡 2通目

本研究科准教授 斎藤 由起

学部生の頃、私は民法がキレイだった。基本書に引用された判例のフレーズのもつ意味もサッパリ理解できなかった。3年の時、民法嫌いを克服したくて入った民法ゼミでの判例研究。「本判決の論点は〇〇である。この点、△説と×説が対立しており、△説と×説とでは・・・」と学説の説明に終始する私に、「君は判例の読み方をわかつてない」と教授の一言。自宅で悔し泣きし、その真意を考えたが答えは見つからない。そこで、民集を1巻から読み込み、判例評釈も手当たり次第読んでいくうちに、当事者の主張の当否を審理判断するにあたって「論点」が出てきて、法的な主張の背後にいる当事者の葛藤や当時の社会・経済的背景等までが判決の「フレーズ」に反映されているようだと感じた。「事案と判旨の関連性」(具体的な事件を解決するのが判例である)の意味を実感とともに理解できた・・・気がした。同時に、民法が楽しくなってきた。

大学院時代、研究の性質上六法よりドイツ語辞典をみている時間が長かった、という言い訳はさておき、「売買ってどんな契約?」との質問にムニャムニヤ「述べる」私に、「で、条文はなんて言っているの?」と教授の一言。学部生の前の失態。恥ずかしさを通り越して情けなかった。そうよね、重要なのは、〇〇の法理云々の前にまず条文。条文の文言から出発してそのココロ(趣旨)に遡り、条文の射程も見極めなければ。基本のきに気づくのが遅すぎないか? !との指摘はごもっともだが、もう過ぎたことなので無視しよう。

みなさんの中に、当時の私と同じ状況で溺れている人あるいはその自覚すらない人はいませんか? 学部と大学院とで計10年弱。私には悩んで試行錯誤する時間がたっぷりありました。今のみなさんの持ち時間は最長でも3年弱。阪大ローに在学する優秀なみなさんが、この話を劣等生のたわ言と鼻で笑って切って捨てるのも結構。ただ、法曹の素質を備えた方ならば、私が思い出したくもない自分の恥をあえてここで暴露した意図を汲みとってくれると信じています。

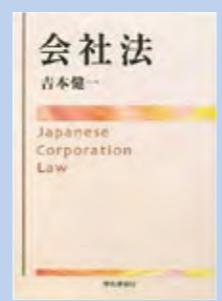
ロースクールからの発信～新刊便り～

谷口勢津夫著『税法基本講義』 (2010年3月 弘文堂 3,675円)



本書は、法科大学院をはじめ大学の学部や大学院における講義用テキストです。税法の基礎理論を重視しつつ、「税法条文を体系的に読む」を基本コンセプトにしてコメントアル的な解説を心がけました。目次・細目次の併用、欄外番号の使用、記載事項・内容等のネーミングの重視、重要用語・事項等のゴチック表記など、読みやすく理解しやすくなる工夫を施しました。

吉本健一著『会社法』 (2010年3月 中央経済社 3,990円)



法科大学院の授業用テキストとして執筆した会社法の教科書で、会社法全般にわたり、平易かつ体系的一貫性をもって叙述することを心掛けた。条文や制度趣旨から論理的な説明を行うと共に、図表を用いて分かりやすい叙述に意を用いている。

松田岳士著『刑事手続きの基本問題』 (2010年3月 成文堂 5,040円)



伝聞法則、おとり捜査、強制処分法定主義といった刑事手続き上の基本論点について、刑事手続き及び刑事訴訟法の全体構造と有機的に関連づけつつ、また、従来の通説とはまったく異なる視点から解説論を展開し、刑事手続き的な問題解決方法の本質を明確化したものです。